

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	特定保健指導等メール相談用ウェブフォームの開設について
----	-----------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

- 第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）
- 第17条第1項第4号（電子計算機の外部結合）

（担当部課：健康部 西新宿保健センター）
担当係 業務係 担当者 尾崎 内線(4040)

事業の概要

事業名	健康相談
担当課	保健センター
目的	対象者が自らの生活習慣における課題に気づき、健康的な行動変容の方向性を自らが導き出せるようにする。また、対象者に必要な行動変容に関する情報を提示し、自己決定できるよう支援し、それにより対象者が健康的な生活を維持できるようにする。
対象者	特定保健指導対象者、特定保健指導に準じる保健指導対象者
事業内容	<p>生活習慣病予防健診の結果により、40歳以上65歳未満の国民健康保険被保険者に対しては特定保健指導を実施するとともに、40歳から64歳までの生活保護受給者及び30歳以上40歳未満の区民に対しても、特定保健指導に準じた保健指導を実施する。</p> <p>特定保健指導及び特定保健指導に準じた保健指導（特定保健指導等）は、健診結果を基に階層化された「積極的支援」「動機づけ支援」対象者に対し、それぞれの階層に応じた支援を実施する。</p> <p>このうち「積極的支援」は、初回面接・継続的支援・評価を6ヶ月にわたり行う。 「動機づけ支援」は、初回面接・6ヶ月後評価を行う。</p> <p><u>支援形態</u>は、 個別支援・グループ支援・電話・e-mail等があり、それらを組み合わせて支援を行う。</p> <p><u>支援内容</u>は、 積極的関与タイプ（支援A）と励ましタイプ（支援B）があり、その過程で中間評価・6ヶ月後評価を行う。</p> <p>支援A ・生活習慣の振り返りを行い、行動計画の実施状況の確認や必要に応じた支援をする。 ・栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な実践的な指導をする。</p> <p>支援B ・行動計画の実施状況の確認と確立された行動を維持するために賞賛や励ましを行う。</p> <p><中間評価> ・取り組んでいる実践と結果についての評価と再アセスメント、必要時、行動目標・計画の設定を行う。</p> <p><6ヶ月後評価> ・設定した個人の行動目標が達成されているか、身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて評価を行う。</p> <p>であり、e-mailにより特定保健指導等を行う場合に、当ウェブフォームを利用する。</p>

件名 特定保健指導等のためのメール相談用ウェブフォームの開設について

保有課(担当課)	保健センター
登録業務の名称	健康相談
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 特定保健指導等の対象者のうち、支援形態として e-mail を選択した者。</p> <p>2 記録項目 氏名、生年月日、キーワード、栄養・食生活の状況、身体活動の状況、喫煙の状況、腹囲、体重、最高血圧、最低血圧、自由欄、e-mail アドレス</p> <p>3 記録するコンピュータ 情報システム課設置のファイルサーバ(区公式サーバ経由)及びメールサーバ(e-mail アドレス)</p>
新規開発・追加・変更の理由	e-mail による「特定保健指導等」を行うため。
新規開発・追加・変更の内容	区公式サーバに、特定保健指導等メール相談の専用ページを設ける。 詳細は付属資料1参照。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	職員が作成する。
新規開発・追加・変更の時期	平成20年3月 作成、テスト 平成20年4月 運用開始

件名 特定保健指導等のためのメール相談用ウェブサイトにおける外部結合について

保有課(担当課)	保健センター
登録業務の名称	健康相談
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>特定保健指導等対象者のうち支援形態として e-mail を選択した者の以下の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日 ・キーワード ・栄養・食生活の状況 ・身体活動の状況 ・喫煙の状況 ・腹囲 ・体重 ・最高血圧 ・最低血圧 ・自由欄 ・e-mail アドレス
結合の相手方	特定保健指導等対象者のうち支援形態として e-mail を選択した者
結合する理由	特定保健指導等メール相談用ウェブサイトを利用し、情報の安全性を確保したうえで e-mail による支援を行うため。
結合の形態	特定保健指導等メール相談用ウェブサイトアクセスし、入力することによる接続。
結合の開始時期と期間	平成 20 年 4 月 1 日 から 以降継続
情報保護対策	付属資料 1 参照。

